

日本の全てのがん患者が納得する治療を

受けられるようにするためにー

NPO法人
日本がん患者団体協議会(JCPC)事務局
〒371-0812
群馬県前橋市広瀬町3-2-5
TEL&FAX: 027-261-1202
E-mail: info@med-npo.com
URL: <http://med-npo.com:8080/>

J C P C NEWS

Japan Cancer Patients Conference news
No.13 . 2004.5.15 (不定期発行)

1) 「患者の権利法立法化のための署名」募集中 (P.2 3)

このプロジェクトは、患者の権利と義務を明確にする事がより良い医療につながるという理念の元、多くの患者さん・団体が協力をし合い、**議員立法による患者の権利法制定(リスボン宣言に謳われている権利の立法化)**を目指します。エンドポイントは、患者の権利法が制定されるまで、署名目標は、100 万名以上ですが、**4月28日現在、署名はわずか3,068筆しか集まっておりません。皆様のご協力をよろしくお願い致します。** <http://med-npo.org/project01/>

2) PhRMA (米国研究製薬工業協会) バトラー会長に面談 (P.4)

2月19日、山崎文昭理事長は、PhRMA(米国製薬工業協会)を訪問、バトラー会長と2時間に渡ってじっくりと話をしてきました。そこで最もショックを受けた言葉は、日本の政府は「国民を消費者とっていないから」情報公開せず、それを隠そうとするということでした。

3) 悪徳医師を告発する活動に着手 (P.4-5)

「がんが消えた」などと宣伝するエセ癌治療が横行しておりますが、中でも悪質なものについては、がん患者を守る観点から、当会は理事会で、こうした医師を学会やマスコミに告発していくことにしました。

4) 民主党マニフェストに関する意見交換会 (P.5-6)

4月27日、山崎理事長は、民主党マニフェストに関する意見交換会に出席し、患者の権利法の必要性について意見を述べて来ました。

5) 第2回抗がん剤併用療法に関する検討会 (P.6)

3月19日、山崎理事長は、第2回抗がん剤併用療法に関する検討会へ出席してきました。

優先的に承認取得を目指す必要のある抗がん剤の中でも特に最重要な21については、最優先して有効性安全性に関するエビデンスの収集が開始されることになりました。

6) トピックス (P.6)

7) 会費納入のお願い (P.6)

1) 「患者の権利法立法に関する署名」募集中

私たち日本国民は、質の良い医療を国民全員が享受できることを望んでいます。

また国でも医療の改革を積極的に推進する姿勢が明確に打ち出されていて、とても期待を持って見守っています。

世界における医療の流れは、1. 医療における情報公開を推進し透明性の確保を図りながら、2. 良質かつ効率的な医療を提供するというあり方です。

そして『正確な情報に基づいて、自己(患者)の責任で検査や治療などの医療行為を選択する』(インフォームド・コンセント・説明と同意)という患者中心の理念が出てきました。

しかし、患者中心の医療と言っても、患者が医療において一番偉くなるという意味ではありません。

患者にとって一番大切なことは、ひとりの人間として尊重され、適切な医療を自分で選択すること。

医療関係者と情報を共有し、同じチームの一員として病と闘うこと。

それを通して医療提供者と医療消費者の真の信頼関係が構築されると考えられています。

そのために必要な情報公開等の患者の権利を明確にし、かつ相対的に患者の義務を確定する事は、患者(国民)の利益に留まらず、全ての医療関係に携わる者にとってメリットがあるはずです。

上記を明確に規定するのが患者の権利法であり、全ての患者本位の医療の根本となります。

国民の健康を保障する事は、日本国憲法にも明確に位置づけられているように、国民の権利としてとても重視されています。

社会保障費が増大し、大きく社会問題化している今日、患者の権利を明確にし、医療提供者と患者(国民)の協力・信頼関係を築き、国民の健康を向上させることは、人的・経済的にも我が国にとって極めて重要ではないでしょうか。

については、医療消費者としての立場を明確にする患者の権利法制定の立法化を要望する署名にご協力をよろしくお願いします。

世界医師会(WMA)「患者の権利に関するリスボン宣言」(1981年・1995改訂)の例

良質の医療を受ける権利	選択の自由の権利	自己決定の権利	情報を得る権利
機密保持を得る権利	健康教育を受ける権利	尊厳を得る権利	宗教的支援を受ける権利

・インターネットからもご署名が出来ます <http://med-npo.org/project01/>

・携帯電話からでもOK <http://www7.wisnet.ne.jp/~gia/i/>

**患者の権利法を
作るプロジェクト**

《郵送の場合》 以下のどちらかに署名用紙をご郵送下さい。

(1) 〒530-0031 大阪市北区菅栄町 1-20 浜田理科ビル 301

(有)ウォーター・マインド 気付 患者の権利法を作るプロジェクト 濱本

(2) 〒727-0021 広島県庄原市三日市町 8 8 - 2

日本がん患者団体協議会広島支部 新山宛

2) PhRMA (米国研究製薬工業協会) バトラー会長と面談

さて、2/19 は久々に全てのやる気が失せてしまうほどのショックを味わいました。

それは PhRMA (ファルマ) で起こった事です。

PhRMA (ファルマ) とは、米国研究製薬工業協会の略で、米国の製薬協と思えば良いと思います。

ここへヒアリングに行き、会長と2時間に渡りじっくりと話し込んで来ました。

最初に自己紹介と自分達の活動、日本の患者が置かれている現状をお話いたしました。

特に欧米で承認された新薬が日本で導入される際には、日本人で臨床試験を再度行うために導入が遅れる事について議論し、がんやエイズなど命にかかわる疾患で、全ての治療をやり尽くしてしまった患者さんにとっては、リスクとベネフィットを置かれている状況判断で承認なども弾力的に運用すれば良いのではという意見を述べました。

僕は新薬を待っている間に死んでしまう患者さんがたくさんいると言いました。するとバトラー会長はやおらパソコンを起動し、NCI(米国がん研究所)のサイトを開き、臨床試験のページを出しました。

試に lymphoma(悪性リンパ腫)と入力すると10個以上の臨床試験の募集が表れ、Eメールで問い合わせと申込みが出来ます。

また昨年現在で395種の抗がん剤が開発中で、その現状にもアクセスできるのです。

バトラー会長の娘さんも皮膚の悪性リンパ腫で、現在臨床試験に参加しているとの事でした。

僕はバトラー会長に聞きました。

『なぜ米国政府は情報公開が出来て、日本では何でも隠そうとするのですか?』

会長曰く

『国民をコンシューマー(消費者)とっていないから』

これには稲妻に打たれたようなショックを受けました。

公務員や政治家は国民の税金により給与が出ていることは小学校の教科書にも出ていますし、憲法でも国民に奉仕するよう書いてあります。

しかしこのような外国の例を知ってしまうと、税金を払うのも馬鹿馬鹿しくなっていました。

日本では外見は民主国家でも、まだ1番偉いのはお上で、国民は黙って従っているという感じです。

『患者の権利法』どころか、それ以前の基本精神がなっていない事に歴然とした次第です。

主権在民とは、どこの国の事でしょうか?

3) 悪徳医師を告発する活動に着手

当会が今回問題にしたのは、近畿大学教授の八木田旭邦氏です。八木田氏は、健康食品などを使った「新免疫療法」を、近畿大学とオリエン特三鷹クリニック、オリエン特仙台クリニックで行っていますが、今回、内部告発者によって、彼が本などで誇示していた奏効率が、全くのデタラメであることが明かにされました。

事態を深刻と受け止めた当会は、近畿大学学長、日本癌治療学会理事長、日本癌学会理事長に、以下の質問状を郵送しました。

平成 16 年 2 月 12 日

日本癌治療学会
理事長 北島政樹 殿

拝啓

向春の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

私共は、日本のがん患者たちがつくる4つの団体で構成する日本がん患者団体協会(JCPC)と申します。

突然このような質問状を送付させていただいた非礼をまずお詫び申し上げますが、事ががん患者たちの命に関わることでありますので、お許し下さり、ご回答下されば幸に存じます。

質問状

(1) 近畿大学医学部・医療関連部門に属する「腫瘍免疫等研究所」教授である医学博士・八木田旭邦氏は、自らの「新免疫療法」の「奏効率」の高さを誇示していますが、その「奏効率」の出し方は、医学界では全く認められない方法であること。

(2) また八木田氏が「驚異的な治療効果」として出しているその高い「奏効率」の数字自体が、八木田氏によって氏に都合の良いように判定されたものであること。

(3) さらに八木田氏は、「新免疫療法」の「治療効果は驚異的な数値であると学会でも評価されるようになりました」とし、学会発表を宣伝材料に使っておりますが、そのひとつが貴学会での発表であること。

上記3点のことから、がん患者たちの中には、八木田氏にだまされたとして、昨年末、民事訴訟を起こした者もあり、私共がん患者団体としましては、このまま放置しておくことはできないと考えております。

つきましては、上記3点のことに関しまして、貴学会のご見解をお伺いしたく、ここに質問させていただきます。

なお、上記の3点についての補足説明を別紙にさせていただきます。

以上ご検討の上、ご回答下さる様よろしくお願い申し上げます。

敬具

4) 民主党マニフェストに関する意見交換会

4月27日、民主党本部会議室にて開催された民主党マニフェストに関する意見交換会に出席して来ました。患者の権利法の必要性について意見を述べて来ました。

具体的には患者の権利法を立法化するために、

1. 民主党のマニフェストに権利法立法を明記すること。
2. 権利法案作りの際に、患者の意見を取り入れること。

の2点です。

この権利法問題に対し、多くの議員が大変興味を示し、党内で患者会を混ぜた検討会(意見交換会)を開くのではないかというお話になりました。この中に厚生労働委員会関連の議員の参加を頂き、内容を詰めるというお話です。

今後の段取りについて、連休明けにも具体化に進めて連絡を取り合いたいと考えております。

ご本人出席 (あいうえお順)

石毛えい子様、小宮山泰子様、佐藤謙一郎様、田島一成様、原口一博様、山花郁夫様、若井康彦様

代理出席

稲見哲男様、奥村展三様、島田久様、仙谷由人様、高井美穂様、長浜博行様、計屋圭宏様、平岡秀夫様、森ゆうこ様

5) 第2回抗がん剤併用療法に関する検討会

3/19日、厚生労働省にて開催された第2回抗がん剤併用療法に関する検討会へ出席してきました。優先的に承認取得を目指す必要のある抗がん剤の併用療法は57がリストアップされ、その中でも特に重要な21については、最優先して有効性、安全性に関するエビデンスの収集が開始されます。

この第一弾の21に関するスケジュール(予定)は、エビデンスに関する報告書が完成され、委員会です承を得られれば、早ければ5月の薬事・食品衛生審議会 医薬品第二部会へ報告され、了承されれば該当品目に特定療養費適用開始となります。(その後数ヶ月以内に、正式に承認へ)

各品目の詳細に関しては、当会のホームページをご覧くださいませ。

6) トピックス

講演 : 4月17日、横須賀市の『やすらぎの会』(在宅ターミナルケアの普及活動)総会にて、山崎理事長が患者の権利法について講演しました。

当会を取り上げたマスコミ :

TV : テレビ東京系「ニュース・アイ」(3月29日~4月2日)

日本のがん治療を問うシリーズで、当会の佐藤均理事などが紹介されました。

雑誌 : 「週刊金曜日」(5月14日発行予定)

抗がん剤の未承認・保健適応外問題について、山崎理事長のコメントを掲載。

「がんサポート」(5月号 4月16日号 掲載予定)

「患者の権利法」について、山崎理事長と依萌子さんが対談。

「がんを治す完全ガイド」(4月号のP11、巻頭の言葉)

「患者の権利法」制定を望むと題して、同プロジェクトが取り上げられました。

6) 会費納入のお願い

2004年度の会費納入がまだお済でない方は、早急に納入して下さる様お願い致します。

一般賛助会員(会報誌を郵送する会員)の年会費はこれまで通り、2,000円です。

インターネット会員は無料です。詳しくは当会のホームページをご覧ください。

会費納付先 : あさひ銀行 赤坂支店 普通口座 番号 133623 日本がん患者団体協議会
郵便振替 番号 00180-7-144351 日本がん患者団体協議会

なお、当会はボランティアで運営されております。皆様からのご寄付などご協力をお願い致します。